

記者発表資料  
平成25年10月3日  
(担当) 交通局自動車部業務課  
(内線) 750-2302  
(直通) 712-8316

## 行政処分（車両停止処分）について

平成25年2月25日に、東北運輸局による交通局川内営業所の立ち入り監査が行われ、この結果、道路運送法第40条に基づき、事業用自動車の車両停止処分が決定されました。

輸送の安全を旨とする公共交通事業者として、今回の処分を厳粛に受けとめております。指摘を受けた事項につきましては、既に改善を図っており、今後とも業務の適正処理に努めてまいります。

### 記

#### 1 行政処分の対象事業所

仙台市交通局 川内営業所

#### 2 行政処分の内容

事業用自動車の使用停止 4両×5日（20日車）

停止期間 平成25年10月4日～平成25年10月8日

#### 3 行政処分の理由及び違反条項

運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

内容：国土交通省令に基づき、乗務員に対して、継続的かつ計画的に指導及び監督を行うため交通局で実施している研修について、一部未受講者がいたため、全乗務員に受講させるよう指摘を受けたもの。

#### 4 改善状況

前年度の未受講者に対しては、研修を実施し、全乗務員を受講させた。

また、各営業所における研修体制の充実を図り、全乗務員が計画的に受講できるようにした。

#### 5 運行への影響

川内営業所内の車両の運用により、路線バスの日常の運行に影響を及ぼさないように対応する。